（労働安全衛生規則第十八条の四第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める告示の一部改正）

第四条　労働安全衛生規則第十八条の四第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める告示（昭和五十五年労働省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
労働安全衛生規則第十八条の四第三号の厚生労働大臣が定める者は、次のとおりとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）における理科系統の課程以外の正規の課程を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後五年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの 二～六　（略）	労働安全衛生規則第十八条の四第三号の厚生労働大臣が定める者は、次のとおりとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）における理科系統の課程以外の正規の課程を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後五年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの 二～六　（略）

（ずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程の一部改正）

第五条　ずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程（昭和五十六年労働省告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（受講資格） **第一条**　労働安全衛生規則別表第六ずい道等の掘削等作業主任者技能講習の項受講資格の欄第三号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者で、当該各号に該当するに至つた後二年以上ずい道等の掘削等の作業に従事した経験を有するものとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）、高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）、高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校において採鉱に関する学科を専攻して卒業した者（当該学科を専攻して同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） 二～四　（略）	（受講資格） **第一条**　労働安全衛生規則別表第六ずい道等の掘削等作業主任者技能講習の項受講資格の欄第三号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者で、当該各号に該当するに至つた後二年以上ずい道等の掘削等の作業に従事した経験を有するものとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）、高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）、高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校において採鉱に関する学科を専攻して卒業した者 二～四　（略）

（安全衛生推進者等の選任に関する基準の一部改正）

第六条　安全衛生推進者等の選任に関する基準（昭和六十三年労働省告示第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十二条の三第一項に規定する労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十条第一項各号の業務を担当するため必要な能力を有すると認められる者は、次のとおりとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）を卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に	労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十二条の三第一項に規定する労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十条第一項各号の業務を担当するため必要な能力を有すると認められる者は、次のとおりとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）を卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に